	ＪＳＩＣ　〇四　水産養殖業 ＪＳＩＣ　六三二四　農業協同組合 ＪＳＩＣ　六三二五　漁業協同組合、水産加工業協同組合 ＪＳＩＣ　八七一　農林水産業協同組合（他に分類されないもの）
留保の種類	内国民待遇（第八十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国の区域内の農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、次節の七の項で規定されているものを除く。）への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

十一	
分野	警備業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　九二三　警備業
留保の種類	内国民待遇（第八十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

十二	
分野	運輸業
小分野	航空運輸業
産業分類	ＪＳＩＣ　四六〇〇　主として管理事務を行う本社等 ＪＳＩＣ　四六二一　航空運送業
留保の種類	内国民待遇（第八十七条） 最恵国待遇（第八十八条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章
概要	1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2　日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。 3　日本国の航空運送事業者又はこれらの航空運送事業者を実質的に支配する会社（その持株会社を含む。）は、2(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であって当該航空運送事業者又は当該会社の株式を所有するものからその氏名及び住所を株式名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより2(d)に規定する自然人又は団体に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。 4　外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 5　外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 6　外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。

十三	
分野	運輸業
小分野	航空運輸業
産業分類	ＪＳＩＣ　四六〇〇　主として管理事務を行う本社等 ＪＳＩＣ　四六二一　航空機使用業（航空運送業を除く。）
留保の種類	内国民待遇（第八十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章
概要	1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2　航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。 3　外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。

十四	
分野	運輸業
小分野	航空運輸業（航空機登録原簿への航空機の登録）
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第八十七条）
政府の段階	中央政府
措置	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章
概要	1　次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 2　外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。

十五	
分野	運輸業
小分野	
産業分類	貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。） ＪＳＩＣ　四四四一　集配利用運送業 ＪＳＩＣ　四八二一　利用運送業（集配利用運送業を除く。）
留保の種類	内国民待遇（第八十七条） 最恵国待遇（第八十八条）
政府の段階	中央政府
措置	貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）
概要	次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人